

高校生活について

(1) 礼儀・作法

お互いに人格を尊重し、敬意をもって接しよう。
また、あいさつは日常的に自分のものとしよう。

(2) 身だしなみ・服装

- ① 通学には服装規程に定める制服を着用すること。
- ② 服装は清楚で気品あるように心掛けること。髪の毛の染色・パーマメントは禁止とする。
- ③ ピアス等の装飾品は禁止とする。
- ④ 通学靴は学生にふさわしいものを使用すること。校舎内では定められた上履きを用い、体育館フロアには体育館シューズまたは素足であること。

(3) 登校・下校

- ① 8時30分までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ず外出しなければならないときは、所定の外出許可証に用件を記入し、教員の許可印を得ること。
- ② 下校時刻は午後5時。
- ③ 部活動時間の延長については、付き添い教員承諾により可能である。

(4) 授 業

- ① 欠席する場合は、保護者を通じて欠席連絡を行い、後日欠席届を担任に提出すること。
- ② 遅刻・早退が事前にわかっている場合は、保護者を通じて学級担任へ連絡すること。
- ③ 体調不良等により早退するときは、早退願を提出し、学級担任の許可を得ること。また、早退許

可連絡を次の授業担当者に届けること。

- ④ 公欠が必要な場合、前日までに関係教員の承認を得て、授業担当者に届け出ること。
- ### (5) 校 内 生 活
- 自主性を尊重し、学校生活がお互いの努力によって、明るく楽しいものとなるよう心掛けよう。
- ① 貴重品はなるべく持参しないこと。やむを得ず持参したときは、紛失や盗難のないように注意を払うこと。なお体育や部活動などで携行できないときは貴重品袋を利用すること。
 - ② 校内における金品の紛失・盗難・拾得については必ず生徒指導部に届けること。
 - ③ 校舎や学校備品などを大切に扱い、汚したり壊したりしないようにすること。
 - ④ 備品などを過って破損させた場合は、関係教員または学級担任に申し出ること。なお補修にかかる費用については原則実費負担とする。
 - ⑤ 掲示物・ビラなどの掲示、配布については事前に生徒指導部の許可を得ること。
 - ⑥ 学習に関係のない雑誌、漫画、遊戯具は学校に持参しないこと。
 - ⑦ 携帯電話の校内での使用は原則として禁止。特に授業中・考査中は厳禁とする。
- ### (6) 校 外 生 活
- 高校生としての自覚をもち、自律ある行動をしよう。
- ① 高校生として好ましくない場所への出入りは厳に慎むこと。
 - ② 下校時の無駄な寄り道や、夜間の外出は控える

こと。

- ③ 旅行に出る際は周到な計画をたて、保護者の承認を得ること。学割が必要な場合には旅行届を提出し、生徒指導部・学級担任・事務室の承認を得ること。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情などによりやむを得ずアルバイトをする場合は、事前に保護者・担任などとよく相談し、アルバイト届を提出すること。
- ⑤ 「四ない運動」(単車の免許をとらない・単車を買わない・単車に乗らない・単車に乗せてもらわない)を守ること。

(7) 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙・シンナーなどの薬物の使用。
 - ② 暴力行為や他人に迷惑をかける行為。
 - ③ 検査中の不正行為。
 - ④ 通学時に単車や自動車を運転すること(制服での運転も含む)。重大な交通違反、暴走行為など。
- 上記の禁止事項に違反した生徒には、懲戒処分を含む厳重な指導を行う。

(8) アルバイト規定

- (1) 授業期間中のアルバイトは禁止する。ただし、授業料減免、奨学金を受けている等の真にやむをえない事情のある場合は、以下のルートを通して認める場合がある。

〈許可ルート〉

- 保護者→担任→学年生指係→部長
- (2) 長期休業中のアルバイトについては、以下の禁止条件下のものを除いて届け出制とし、各学年の学年生

指係を届出先とする。

〈禁止の条件〉

- ① 危険度の高い業務に従事する場合
 - ② 就業時間が夜間にわたる場合
 - ③ 単車や自動車を使用する場合
- 〈届け出ルート〉

保護者→担任→学年生指係→部長